

第5次 小清水町行財政改革推進計画

(平成28年度～令和2年度)

見直し区分	事務事業名	改革の内容	検討・実施年度					推進状況	備考
			28	29	30	1	2		
行政運営の改革	役場出張所の証明業務移管事業	役場出張所における住民票など各種証明業務を各地域の郵便局に移管し、出張所を廃止する	↔					H28. 4. 1郵便局へ証明業務委託 H28. 3. 31出張所廃止 【行革完了】	
	小清水町活性化センター（「道の駅」はなやか小清水）管理運営事業	当該施設は、本町の「食及び魅力」を発信する拠点施設であることから、民間のノウハウを活用した「より魅力のある施設」とするため、農畜産物加工施設部門を除く、道の駅・物販及び飲食部門の管理・運営について指定管理者制度へ移行する	↔					H28. 4. 1指定管理に移行 【行革完了】	
	町有林維持管理事業	森林整備計画等に基づく町有林の維持管理について、専門的かつ高度な知識及び技術を備えた民間へ外部委託する	↔					H29. 4. 1委託に移行 【行革完了】	
	組織・機構の見直し	時代に即応した体制とするため、企画財政課を財政係と企画係の2係体制に再編し、効率的な事務運営に改善する	↔					H28. 4. 1企画財政課の体制変更（財政係と企画係に再編） 【行革完了】	
		子育て支援課の単独設置による子育て施策への体制整備と、効率的な行政運営を図る全体的な業務の再編				↔		住民サービス向上を図るため、防災拠点型複合庁舎建設（R5. 5運用開始予定）に併せ、役場組織を見直すこととし、第6次計画に継承する。	第6次継承
	町立保育所の運営	時代に即応した効率的な運営とサービスの向上を図るため、民間移行を含め運営のあり方を検討する				↔		まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点事項の具体的な施策事業の一つとして継続検討することとし、第6次計画に継承する。	第6次継承
	放課後児童クラブの運営	民間のノウハウを活用した「子どもたちの安心できる居場所づくり」を実現するため、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」を民間委託する			↔			平成31. 4. 1より委託開始 【行革完了】	
	自治会の再編と組織強化 《継続事業》	自治会連合会に事務局を完全移行するとともに、小規模自治会の統合を推進する	↔					連合会が自立した活動は困難と考えることから、コミュニティの形成は必須であることから、防災の観点から自主防災組織を設立し、緊急時の対応及び自治コミュニティの形成を図る。	改革内容を変更の上、第6次継承 第6次継承
	住民センターの管理運営 《継続事業》	各地区住民センターと公営住宅集会所の管理運営を指定管理制度により、各自治会へ移行する	↔					自治会再編と併せ検討してきたが、自主防災組織を中心とした組織強化を図った後、公共施設管理計画の推進時に再検討する。	自主防災組織による強化後、再検討及び再提案する。

見直し区分	事務事業名	改革の内容	検討・実施年度					推進状況	備考
			28	29	30	1	2		
財政運営の改革	上下水道使用料の見直し	適正な受益者負担の料金設定及び財源の確保を図る	←→					R2. 4. 1より料金改定 【行革完了】	
	国民健康保険料の納期見直し	現行の納期を7期から9期に増やし、収納率の向上を図る	←→					H28. 4. 1より実施 7期から9期に改定 【行革完了】	
	給与体系の見直し	人事評価制度を導入し、職員給与の見直しを図る	←→					人事評価制度に基づく給与体系については未実施となったが、令和2・3年度に職員研修及び導入実施に向けた運用基準を作成した後、職員の給与体系の見直しを行うため、第6次計画に継承する。	第6次継承
	町税等の収納率向上 《継続事業》	「徴収強化委員会」において収納対策に関する情報の共有化を図り、納付内納期の強化と滞納整理手続きの徹底を図る	←→					第6次計画に継承に引き続き納期内納付の強化と滞納整理手続きの徹底を図る。	第6次継承
	使用料・手数料の見直し 《継続事業》	適正な受益者負担の料金設定	←→					H29. 11の見直し検討において、上下水道料金以外の改定を行わないこととした。 第6次計画に継承し、時代に即した適正な受益者負担を継続検討する。	第6次継承
	報酬等 《継続事業》	特別職・議員・各委員報酬及び費用弁償並びに職員旅費規程を適期に見直す	←→					第6次計画に継承し、時代に即した適正な報酬等となるよう継続検討する。	第6次継承
	公共施設整備の見直し 《継続事業》	「公共施設等総合管理計画」に基づき、将来を見据えた公共施設の整備を目指す	←→					第6次計画で事務事業を「公共施設等総合管理計画の推進」に改め、同計画に基づき、各施設の効率的な運営を図り、指定管理者制度の適正な運用、外部委託や民間移行を行う。 ※庁舎建設に合わせ、中央公民館、ふれあいセンターの検診機能を統合	第6次継承＝事務事業名変更